

パブリックコメント手続実施要項

作成日:令和8年(2026年)1月29日

案件の名称	箕面市みどりの基本計画改訂版（素案）に関する パブリックコメント
パブリックコメント手続 実施の目的	みどりの基本計画は、まちのみどりの将来像と実現のための 施策を示す計画です。令和7年度に目標年次を迎えることか ら、社会情勢の変化等を踏まえた内容に改訂を行います。 このたび計画の素案について、広く市民のみなさまのご意見 を募集します。
実施部局名	みどりまちづくり部 公園緑地室
(問い合わせ先)	みどりまちづくり部 公園緑地室（電話：072-724-6749）
パブリックコメントの 対象となる資料	箕面市みどりの基本計画改訂版（素案）
参考資料	(1) 箕面市みどりの基本計画改訂版（素案）本編 (2) 箕面市みどりの基本計画改訂版 概要版（案）
閲覧方法と閲覧場所	(1) 市ホームページ (アドレス： https://www.city.minoh.lg.jp/midori/kouen/midoriplanpubliccomment.html) (2) みどりまちづくり部公園緑地室 (箕面市役所 別館5階51窓口) (3) 市民部市民サービス政策室 (箕面市役所 別館1階12番窓口) (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5) 総合保健福祉センター (6) 西南生涯学習センター (7) 中央図書館、東図書館、船場図書館 (8) みのお市民活動センター ※ 各施設の開館日、開館時間
意見等の提出期間	令和8年(2026年)2月9日から3月9日まで (郵便の場合は必着)
意見等の提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (3) ファクシミリによる送付 (4) 電子申請システム（LoGo フォーム） による送付 ※閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意 していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)

LoGo フォーム
QR コード



意見等を提出できるかた	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体
意見等を提出する際の必要記載事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所（上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあっては、団体名及び団体事務局所在地） (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提出された意見等及び市の考え方の公表方法	<p>「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 公表期間：令和8年(2026年)3月頃 ※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。</p>
備考	